

京都の弁理士の歴史

組織の変遷と活動拡大の系譜

小林 良平 日本弁理士会近畿支部京都地区会 地区会長

「京都委員会」以前——草創期

明治32年(1899年)「特許代理業者登録規則」の施行を始まりとして弁理士制度の歴史は110年となり、大正11年(1922年)に弁理士会が設立されて87年となるが、その間「弁理士会」は東京にのみ存在し、昭和60年に初めての支部である近畿支部が設立されるまで、公式には地方には何の組織も無いという状態であった。

しかし京都では、京都発明協会(社団法人発明協会京都支部)が2007年に創立100周年を迎えたように、もともと発明・創造性に対する意識の高い土地であったことから、弁理士の数が比較的多く、早くから親睦団体をつくっていた。ただ、盆暮れの懇親会という単なる親睦の側面にとどまらず、弁理士会の役員選挙の際には揃って大阪に投票に出かける等、弁理士会内で地域の力を示すという側面もあったようだ。もちろん、内部あるいは外部の講師を招いて時々テーマについて勉強するというも行われていた。

これらはいずれも弁理士会の内部での活動であるのに対し、昭和60年頃、京都弁護士会、京都司法書士会等の士業11団体が組織する「京都自由業団体懇話会」からの呼びかけに応じて「京都弁理士会」と称して参加した頃から、対外的な役割、すなわち、京都における弁理士の顔としての役割をも担うようになってきた。実際、その頃には「京都弁理士会」という名称も使っていたようだ。昭和61年には、京都商工会議所より「京都弁理士会」に対して、会員に対する特許相談の相談員を派遣して欲しいとの依頼があり、それ以降、継続的に相談員を派遣していた。京都発明協会(社団法人発明協会京都

支部)に対しても同様に特許相談員を派遣していた。

しかし、前述の通り、「弁理士会」は日本において単一の会であり、その公式的な組織は東京にしかない。たとえ弁理士の集まりであっても、地方の弁理士たちが勝手に「〇〇弁理士会」と名乗ることは許されない、ということが弁理士法により定められている(旧弁理士会則第27条「会員ハ左ニ掲グル行為ヲ為スコトヲ得ズ 1『弁理士会』ニ紛ラハシキ名称ヲ用ヒテ団体ヲ組織スルコト」。現在は弁理士法第76条第3項「日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない」)。このことが弁理士会(本部)より指摘されることとなり、昭和62年頃、「京都弁理士協会」に名称を変更した。しかしこれに対しても「弁理士会の公式組織であるかのように見える」との指摘が引き続きあった。特に、近畿支部が設立され、京都府の弁理士も近畿支部に属することになった以降、その声が強くなった。支部の中に「弁理士協会」が存在するのはおかしいという理由である。

平成6年に名称を「京都弁理士協議会」としたものの、世の中の知財意識の高まりに応じて各地方の弁理士に対する外からの期待が高まるにつれ、任意団体としての資格では対応しきれないということを、京都の弁理士自身も十分に感じ始めていた。そこで、京都所在弁理士(弁理士会に登録した住所が京都府内にある弁理士)34名の署名を集め、平成8年2月、近畿支部に「委員会設置に関する要望書」を提出した。「委員会」としたのは、その当時、支部に更に下部地方組織を設けるという規則が弁理士会則

日本および京都の弁理士の略史

1899年(明治32年)	「特許代理業者登録規則」施行。
1909年(明治42年)	「特許代理業者」を「特許弁理士」と改称。「特許弁理士令」公布。
1915年(大正4年)	「日本特許弁理士会」創立。
1921年(大正10年)	「弁理士法」公布、「弁理士」と改称。
1922年(大正11年)	「弁理士会」設立。弁理士会会則が制定、第1回の弁理士試験実施。京都から1名が合格。
1938年(昭和13年)	弁理士法の一部改正により、弁理士は弁理士会に強制加入に。
1975年(昭和40年)	このころから「京都弁理士会」として活動を開始。
1985年(昭和60年)	弁理士会近畿支部創設。
1987年(昭和62年)	「京都弁理士会」から「京都弁理士協会」へと名称変更。
1992年(平成4年)	「京都弁理士協議会」へと改称。
1996年(平成8年)	近畿支部に「地区委員会設置に関する検討委員会」設置。
1997年(平成9年)	3月14日、京都委員会を設立。初代委員長に武石靖彦会員が選任。
1999年(平成11年)	弁理士制度100周年。弁理士会の附属機関として「知的財産支援センター」を開設。
2000年(平成12年)	「京都委員会」から「京都地区会」へと名称変更。
2001年(平成13年)	近畿支部規則第18条制定、施行。京都府在弁理士全員が「京都地区会」構成員に。
2006年(平成18年)	全国に9支部設置が完了。京都地区会、「在宅無料相談(現・事務所無料相談)」開始。
2007年(平成19年)	京都発明協会内に京都地区会事務局を設置。
2008年(平成20年)	京都地区会設立10周年。

や支部規則に無く、構成としては既存の組織である委員会を充てようとしたためである。しかし、名称としては要望書において「弁理士会近畿支部京都部会」を希望していたが、組織名に合わせた「京都委員会」という名称でスタートすることになった。

京都委員会・京都地区会の設立——発展期

京都委員会は平成9年3月14日、支部総会の決議をもって設立され、即日、活動を開始した。初代委員長には武石靖彦会員が選任された。なお、兵庫委員会も同日に設立された。

委員会であるから、構成員は7名の委員のみであり、他の京都所在弁理士は従来と変わらず組織されていないことになる。京都府・京都市等の行政や京都自由業団体懇話会等の外部団体と様々な話し合いを持つ際に、京都府内の弁理士全員の総意を背景としない委員会では、責任ある話をする事ができない。また、「委員会」という名称自体、決定権のある組織とはみられないという問題があった。そこで、京都委員会設立後も、京都所在弁理士全員で構成される組織の設立および適切な名称への変更が支部に対して要望された。

その結果、ようやく平成12年5月に「京都委員会」から「京都地区会」へと名称が変更され、さらに、平成13年6月には新たに近畿支部規則第18条が設けられ、京都府所在弁理士全員を構

成員とする「京都地区会」が設置された。

京都委員会・京都地区会の活動——飛躍期

京都委員会が発足した後、近畿支部から京都委員会・地区会へは毎年、京都府下における弁理士制度・知的財産権制度の昂揚普及活動、及び、京都府下における他団体との交流という責務が委嘱されている。

弁理士制度・知的財産権制度の昂揚普及活動としては、京都委員会設立以前から行ってきた社団法人発明協会京都支部(京都発明協会)への相談員派遣や大学・高専などへの講師派遣、京都自由業団体懇話会が主催する「なんでも相談会」への参加等については引き続き行う他、京都委員会設立後は京都デジタルアーカイブ機構への参画、京都不正商品対策協議会への参与としての参加等、活動範囲を広げた。

これらは外部への協力の形で行ってきたが、平成18年からは弁理士会(地区会)独自の事業として、「在宅無料相談」を開始した。これは会員の事務所にて相談を受けるというもので、京都府内各所に相談所を設けるに等しい、利用者にとって便利な制度といえる。この相談会は、その後「事務所無料相談」と名前を変え、現在も引き続き行っている。

一方、内部的には未だ苦労が続いている。京都委員会(地区会)が設立されたものの、職員はもちろん、自前の事務所もない。事務所は委



2008年度京都地区会総会（2008年5月14日、京都タワーホテルにて）

員長・地区会長の事務所がそれに宛てられ、庶務は委員長・地区会長事務所にて行うということでのいできたが、委員長・地区会長が交代するたびに所在地・電話番号が変わることから、郵便物が旧委員長・地区会長宛に送られる等、外部との連絡がスムーズにゆかないのが悩みの種であった。そこで、平成19年より、京都発明協会の協力を仰ぎ、所在地を京都発明協会内に固定することにした。また、電話・FAX・電子メールも、地区会独自の番号・アドレスを確保することにした。これらにより、外部に不便をかけることは少なくなったが、未だ郵便物の転送による遅れの問題等が解決すべき課題として残っている。

近畿支部の委嘱事項には含まれていなかったが、委員会・地区会では当初より、会員の資質向上のための会員研修を主要な事業と位置づけ、継続的に行ってきた。平成20年度からは、研修が義務化されたこともあり、近畿支部からの委嘱事項に「京都府下の会員の支援」も含まれるようになった。今後は、京都地区会が外部研修機関として認定されることから、よりいっそう充実した会員研修の実施を考えてゆかねばならない。

知財意識・知財基盤の向上を目指して

日本弁理士会につながる正式な組織となったことから、京都委員会・京都地区会は、前述の

京都発明協会、京都商工会議所の他、京都府や京都市等からの知財に関する相談や講師派遣の依頼等に対する的確かつ迅速に対応できるようになった。その他、歴代委員長・委員および地区会長・運営委員の尽力により、様々な活動を通じて、京都委員会・地区会は京都府内において着実に知財専門家である弁理士の会として存在感を高めつつある。しかし残念ながら、世の中の知財意識の高まりに対応する程度には、弁理士あるいは弁理士会というものの認知度が高くないのが実情であろう。

会員数が160名を超えた現在、京都における弁理士会の潜在的な力は大きなものとなったが、その力は未だ十分には発揮されていないように思われる。地区会予算・設備に関しては今後とも近畿支部と協議を重ね、充実を求めてゆく必要がある。また、内部的には、より多くの人が地区会活動に参加するように、呼びかけと工夫をしてゆく必要がある。今後とも、各会員の専門家としての技量を更に高めるべく研修等を継続的に行うとともに、組織の充実度を高め、地域における知財意識・基盤の向上に向けて努力を続けてゆきたい。